

## 利用上の注意

### 1 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、我が国サービス産業の活動の実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計（第 113 号）として、特定サービス産業実態調査規則（昭和 49 年通商産業省令 67 号）によって、毎年実施しています。（ただし、業種によって毎年または 3 年周期で対象となります。2 調査の範囲 表 1 参照）

### 2 調査の範囲

日本標準産業分類（昭和 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 H - 情報通信業」、「大分類 K - 金融・保険業」、「大分類 O - 教育、学習支援業」及び「大分類 Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所のうち、主として対事業所サービス及び個人サービス業務を営む事業所（又は企業）で、経済産業大臣が指定したものです。

平成 16 年調査は、毎年調査である物品賃貸業務及び情報サービス業務を営む事業所に加え、周期調査（娯楽関連産業）である映画館、ゴルフ場、テニス場（テニス練習場を含む）、ボウリング場、遊園地・テーマパーク、ゴルフ練習場、劇場（貸しホールを含む）、映画制作・配給業、ビデオ発売業（企業調査）を営む事業所又は企業を対象としています。

なお、本調査の対象事業所（企業）は、当該業務をその事業所（企業）の主業とする場合だけではなく、兼業（副業）として行っている場合も含まれます。

表 1 調査年次と調査対象業種

	平成 15 年	平成 16 年（今回公表分）	平成 17 年
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3 年周期調査業種	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場(テニス練習場を含む) ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場(貸しホールを含む) 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀場 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

\*平成 12 年調査より、対事業所サービス業を【ビジネス支援産業】として 1 年目に、対個人サービス業を【娯楽関連産業】と【教養・生活関連産業】に分割して、2 年目、3 年目に調査を行う 3 年周期調査とすることとしました。

ただし、ビジネス支援産業のうち、「物品賃貸業」については、購入からリース中心へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、「情報サービス業」については、IT(情報)化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら 2 業種については毎年調査を行うこととしています。

### 3 調査の期日

平成 16 年特定サービス産業実態調査は、平成 16 年 11 月 1 日現在で実施しました。

### 4 用語の説明

#### (1) 事業所数

平成 16 年 11 月 1 日現在の数値です。

#### (2) 就業者数

平成 16 年 11 月 1 日現在の数値です。

就業者数とは、事業所の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事するため他の事業所から出向・派遣された者（受入者）の合計です。

#### (3) 年間売上高

平成 15 年 11 月 1 日から平成 16 年 10 月 31 日までの 1 年間に得た売上高及び当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税を含めた金額です。

### 5 その他の注意事項

(1) 「映画制作・配給業、ビデオ発売業」については、企業調査のため、都道府県単位での集計・公表は行っていません。

(2) 「テニス場(テニス練習場を含む)」、「劇場(貸しホールを含む)」については、平成 13 年調査と平成 16 年調査において対象範囲に差異が生じたため、前回比較はしていません。

(3) 集計結果は、単位未満を四捨五入しているため内訳と合計が一致しない場合があります。

(4) 本調査結果の概要に使用している記号は次のとおりです。

「 - 」 該当がないもの

「 0 」 単位未満のもの

「 」 マイナス数値を表しているもの

(5) ここに公表する結果は、平成 16 年特定サービス産業実態調査に係る福岡県内の事業所の調査結果を独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違することがあります。